

玖西環境衛生組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について

玖西環境衛生組合を解散することに伴う事務の承継について、別紙協議書のとおり、岩国市と協議して定めることについて、玖西環境衛生組合同約（昭和39年指令地方第1668号）第15条の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年8月31日 提出

周南市長 藤 井 律 子

(別 紙)

玖西環境衛生組合の解散に伴う事務の承継に関する協議書 (案)

玖西環境衛生組合（以下「組合」という。）の解散に伴う事務の承継について、玖西環境衛生組合同規約（昭和39年指令地方第1668号）第15条の規定により、次のとおり定める。

(事務の承継)

第1条 組合に帰属する事務は、岩国市が承継する。ただし、玖西環境衛生組合収入証紙（以下「し尿処理券」という。）の還付に関する事務は、岩国市及び周南市（以下「構成市」という。）でそれぞれ行うものとする。

(最終処分)

第2条 構成市は、これまで組合から排出した廃棄物について、排出者として応分の責務を負う。

(決算の審査及び認定)

第3条 解散した組合の決算の審査及び認定は、岩国市において行い、岩国市長は、その決算を当該認定をする議会の議決とともに、周南市長に報告しなければならない。

2 周南市長は、前項の規定による報告があったときは、直ちに決算の要領を公表するものとする。

3 前2項の規定は、次条の基金及び第5条の解体の決算について準用する。

(基金の設置等)

第4条 岩国市は、汚泥再生処理施設真水苑及び附属施設（以下「真水苑」という。）の解体に要する経費、し尿処理券の還付に要する経費その他組合の清算に関し要する経費の財源に充てるため、基金を設置し、適切に管理運用するものとする。

2 基金の積立ては、次に掲げる資金をもって充てる。

- (1) 解散時に組合が保有する玖西環境衛生組合施設整備等資金積立金
- (2) 組合の解散時における剰余金
- (3) 未収金及び未払金の清算による剰余金

(4) 構成市による積立金

(5) 基金の目的に係る経費に充てるべきその他の収入

3 前項第4号の積立金の額は、令和4年度から令和9年度まで毎年度2,000万円とし、構成市の積立金の額は、岩国市1,333万3,000円、周南市666万7,000円とする。

4 第2項第4号の積立金の納期限は、毎年2月末日とし、岩国市は、毎年2月10日までに周南市に対し積立金を請求するものとする。

5 基金を廃止する際に残額があるときは、岩国市3分の2、周南市3分の1の割合により、構成市に配分する。

(解体に係る経費の負担等)

第5条 真水苑の解体に係る事務は、岩国市において行う。

2 真水苑の解体に係る経費(人件費を含む。)の財源は、基金その他組合から承継した財産から生じた収入をもって充て、その財源に不足が生じた場合は、岩国市3分の2、周南市3分の1の割合により、構成市で負担する。

(し尿処理券の還付)

第6条 し尿処理券の還付は、構成市において令和8年度まで実施する。

2 周南市は、毎年3月31日までに還付額を取りまとめ、速やかに岩国市に請求するものとする。

3 し尿処理券の還付の取扱いは、構成市それぞれにおいて定めるものとする。

(職員)

第7条 玖西環境衛生組合の職員は、選考等により組合の解散後の令和4年4月1日から構成市で採用するものとする。

(疑義等の協議)

第8条 この協議書について疑義が生じたとき、又はこの協議書に定めのない事項については、構成市がその都度協議の上、決定する。